

消防吏員 2 級（消防士長）・3 級（消防司令補）昇任考查実施要綱

（趣旨）

第 1 この要綱は、能力主義による有能な幹部職員の育成と組織の能動化を図るため、職員の任用に関する規則（昭和40年茨木市規則第10号）第31条に基づき、2 級（消防士長）並びに 3 級（消防司令補）昇任考查（以下「考查」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（考查の方法）

第 2 考查は、第 1 次考查及び第 2 次考查とし、第 1 次考查は、筆記考查（府下合同試験）、経歴評定、論文考查、人事評価及び訓練礼式考查により、第 2 次考查は、個別面接考查により行う。

2 経歴評定のほか考查に必要な事項は、別に定める。

（受験資格）

第 3 考查の受験資格の有する者は消防職給料表の適用を受ける者であって、当該考查実施翌年度の 4 月 1 日現在、次の基準に該当する者とする。

- (1) 消防士長昇任考查受験資格 消防職給料表 2 級に在級する消防副士長の職にある者で、在職年数が 3 年以上の者
- (2) 消防司令補昇任考查受験資格 消防職給料表 2 級に在級する消防士長の職にある者で、在職年数が大学卒業者及び短大卒業者にあつては 3 年以上、高校卒業者にあつては 4 年以上の者

（除算期間）

第 4 第 3 の年数計算にあたっては、次の各号に定める期間をその期間から除算する。

- (1) 地方公務員法第28条第 2 項の規定により休職を命じられた期間（公務に起因する場合を除く。）の 2 分の 1
- (2) 茨木市職員安全衛生管理規則の規定による休養若しくは療養の期間（公務に起因する場合を除く。）の 2 分の 1
- (3) 停職の処分をされた期間

（欠格事項）

第 5 考查の実施日において、次の各号のいずれかに該当する者は、第 3 の規定にかかわらず当該考查の受験資格を有しないものとする。

- (1) 地方公務員法第28条第 2 項の規定により休職を命じられた期間（公務に起因する場合を除く。）にある者
- (2) 茨木市職員安全衛生管理規則の規定による休養若しくは療養の期間（公務に起因する場合を除く。）にある者
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等の規定により就業を禁止されている者

(4) 停職処分をされている者

(5) その他別に定める者

(考査の実施等)

第6 考査は、毎年度1回実施するものとし、その告知は、受験資格を有する者全員に適切な方法により行うものとする。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、考査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年9月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日において、消防職給料表の3級に在級する消防副士長又は消防士長の職にあった者の改正後の第3の規定の適用については、3級在級の在職期間を2級在級の在職期間とみなして通算する。

3 令和5年3月31日において、消防職給料表の3級に在級する消防副士長又は消防

士長の職にあった高校卒業者の改正後の第3第2号の規定の適用については、同号中「4年」とあるのは「3年」とする。

附 則

この要綱は、令和5年9月13日から実施する。